■臨港地区における許容構築物

佐世保港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(平成17年3月28日条例第5号)

構築物の種類				商制区	工業	漁港区	保安 港区	マリーナ 港区	修 算 享 生港区
港湾施設(港湾法第2条第5項)	第2号	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	0	0	0	0	0	0
	第3号	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場	0	0		0	0	0
	第4号	臨港交通施設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	0	0	0	0	0	0
	第5号	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	0	0	0	0	0	0
	第6号	荷さばき施設	固定式荷役施設、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	0	0		0		
	第7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	0				0	
	第8号	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場	0	0			0	
			危険物置場及び貯油施設	0	0			0	
	第8号の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第13号に掲げる施設を除く。)船舶修理施設並びに船舶保管施設	0	0		0	0	0
	第9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公 害の防止のための施設	0	0	0	0	0	0
	第9号の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処 理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第13号に掲げる施設を除く。)	0	0	0	0	0	0
	第9号の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	0	0	0	0	0	0
	第10号	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	0	0	0	0	0	0
	第10号の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第 14号に掲げる施設を除く。)	0	0	0	0	0	0
	第12号	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	0	0				
事務所	海洋輸送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所			0					
	漁業会社、漁業組合、水産センターその他市長が指定する団体及び業者の事務所					0			
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所						0		

構築物の種類					漁港区	保安 港区	マリーナ 潜区	修 票 厚 生港区
流	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設							
通	水産物の取り扱いを主たる目的とする卸売市場その他の水産物の流通のための施設				0			
工場	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びこれらの附帯施設			0				
	船舶の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設				0			
	製氷工場、冷凍工場、解凍庫その他水産物加工工場及びこれらの附帯施設				0			
	船舶のための燃料補給施設、給水施設及び給氷施設				0			
	危険物置場、危険物倉庫、貯油施設、発電施設及び危険物精製・処理施設並びにこれらの附帯施設					0		
	消火施設その他の危険防止施設					0		
漁業	魚舍、魚干場その他水産物の処理に必要な施設				0			
	冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他の水産物の保管のための施設				0			
	網干場、網倉庫その他の漁具の補修又は保管に必要な施設				0			
マリーナ	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、遊漁船、遊覧船等(以下「レクリ エーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設						0	
その他	港湾の関係者の利用 に供するための施設 等	港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施 設その他の共同利用施設	0		Δ		Δ	
		港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設						0
		税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、 消防署その他市長が指定する官公署の事務所	0	0	0	0		0
		港湾関係者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設	0	Δ	Δ			
		港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための旅館、ホテル、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定に該当する営業の用に供する店舗を除く。)その他市長が指定する便益施設	0	Δ	Δ		Δ	Δ
		レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ施設、 レクリエーション施設その他市長が指定する福利厚生施設					0	Δ
		レクリエーション用船舶のための燃料補給施設、給水施設、船舶保管施設及び修理 施設					0	